事 務 連 絡 令和6年1月31日

各都道府県 財政担当課 御中 市町村担当課 地方創生担当課

内閣府地方創生推進室

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則」の一部を改正 する命令の公布及び施行を踏まえた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 のうち給付金・定額減税一体支援枠の取扱いについて

先日、物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行規則の一部を改正する命令 (以下「規則」という。)が公布・施行されました。当該規則を踏まえ、物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付金(以下「重点支援地方交付金」という。)のうち給付金・定額減税一体 支援枠を活用して各市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支給する給付金(金銭以外の財産 により行われる給付を含む。以下同じ。)の取扱いについて、以下のとおり定めましたので、 お知らせします。

各地方公共団体におかれましては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に 留意して運用されるようお願いします。

都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願いします。

記

1. 差押禁止等及び非課税となる給付金について(重点支援地方交付金のうち給付金・定額減税一体支援枠の取扱いについて)

(1) 概要

規則第1条に規定される「物価高騰対策給付金」として、令和5年12月22日に閣議において決定された令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費の使用に基づく重点支援地方交付金を財源として、各市町村が支給対象者又は世帯(本事務連絡1.(2)で規定する個人又は世帯をいう。以下同じ。)へ支給する給付金については、差押禁止等及び非課税の対象となります。

(2) 規則第2条に規定される物価高騰対策給付金の支給対象者又は世帯 規則第2条に規定される物価高騰対策給付金の支給対象者又は世帯は、主に以下に掲げ る個人又は世帯となります。

※傍線部追加

① 令和5年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯のうち子育て世帯

同一の世帯に属する全ての者が令和5年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の 規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者である世帯(以下「令和5年度住民税非課税世帯」という。)のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯

② 令和5年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯

同一の世帯に属する全ての者が令和5年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下「市町村民税の所得割」という。)を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の所得割を免除された者である世帯であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の同法第292条第1項第1号に掲げる均等割(以下「市町村民税の均等割」という。)を課される者である世帯

③ 令和6年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯

同一の世帯に属する全ての者が、令和6年度分の地方税法の規定による市町村民税が 課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者で ある世帯(令和5年度住民税非課税世帯及び②に掲げる世帯に該当する世帯を除く。)

④ 令和6年度分の市町村民税均等割のみ課税世帯

同一の世帯に属する全ての者が令和6年度分の地方税法の規定による市町村民税の所得割を課されない者又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の所得割を免除された者である世帯であり、かつ、当該世帯に属する者のうち少なくとも一人が同年度分の市町村民税の均等割を課される者である世帯(令和5年度住民税非課税世帯及び②に掲げる世帯に該当する世帯を除く。)

⑤ 調整給付の給付対象者

次のイ又は口に該当する者

- イ (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に満たない居住者(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。イにおいて同じ。)(令和5年分の所得税に係る同項第30号に規定する合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。)
 - (1) その者の令和6年分推計所得税額又は令和5年分の所得税の額(所得税法第120 条第1項第3号に掲げる所得税の額をいう。)により、推計された額
 - (2) 3万円に、その者の同一生計配偶者(所得税法第2条第1項第33号に規定する 同一生計配偶者をいい、居住者に限る。) 又は扶養親族(同項第34号に規定する

<u>扶養親族をいい、居住者に限る。)に該当する者の数に一を加えた数を乗じて計算</u> した額

- 口 (1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額に満たない市町村民税の所得割の納税義務者 (令和6年度分の市町村民税に係る地方税法第292条第1項第13号に規定する合 計所得金額が1,805万円を超える者を除く。)
 - (1) その者の令和6年度分の地方税法の規定による道府県民税(同法の規定による 都民税を含む。)の同法第23条第1項第2号に掲げる所得割(同法第50条の2の 規定によって課する所得割を除く。)の額及び市町村民税の所得割の額の合算額
 - (2) 1万円に、その者の控除対象配偶者(地方税法第 292 条第1項第8号に規定する控除対象配偶者をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。)又は扶養親族(同項第9号に規定する扶養親族をいい、同法の施行地に住所を有しない者を除く。)に該当する者の数に一を加えた数を乗じて計算した額
- ⑥ 新たに住民税非課税世帯等となると見込まれる世帯

次のイ、ロ又はハに該当する者

- イ 令和5年度住民税非課税世帯又は②に該当しない世帯であって、以下のいずれか に該当する世帯
 - ・ 同一の世帯に属する全ての者が令和6年度分の市町村民税の均等割を課されないと見込まれる世帯(同一の世帯に属する全ての者のそれぞれの1年間の収入総額(令和5年1月から令和5年12月までの収入を合算して得た額をいう。)が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)
 - ・ 同一の世帯に属する全ての者が令和6年度分の市町村民税の所得割を課されないと見込まれる世帯(同一の世帯に属する全ての者のそれぞれの1年間の収入総額(令和5年1月から令和5年12月までの収入を合算して得た額をいう。)が、市町村民税の所得割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)
- 口 予期せず令和5年1月以降各市町村が定める申請日の属する月(ただし、申請日が令和6年1月以降となる場合は、令和5年12月とする。)までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和5年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和5年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和5年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額(当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。以下同じ。)が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)
- ハ 予期せず令和6年1月以降各市町村が定める申請日の属する月(ただし、申請日が令和7年1月以降となる場合は、令和6年12月とする。)までの家計が急変し、同一の世帯に属する者全員が令和6年度分の住民税が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる世帯(同一の世帯に属する者のうち令和6年度分の市町村民税均等割が課されているもの全員のそれぞれの1年間の収入見込額(令和6年1月以降の任意の1か月の収入に12を乗じて得た額をいう。)又は1年間の所得見込額が、市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下である世帯をいう。)

(3) 留意事項

上記1.(2)は、規則第2条における「法第2条第2号ロに規定する内閣府令・総務省令・財務省令で定める個人又は世帯は、次の各号に掲げる個人又は世帯その他これに準ずる個人又は世帯とする」を具体的にお示しするものです。

2. 低所得者世帯等への周知等

(1) 低所得者世帯等への周知について

物価高騰対策給付金を受給する低所得者世帯等に対して、支給された当該給付金は差押禁止等及び非課税となる旨を、給付に係る決定通知書や確認書などの個別通知書、各市町村のホームページや広報誌等で、周知されるようお願いします。

- (注) 周知に当たっては、以下の点にご留意願います。
 - ・物価高騰対策給付金に該当するもの以外の給付金は、差押禁止等及び非課税の対象となりません。そのため、物価高騰対策給付金に該当するものとそれ以外の給付金について、事業名称や給付金名称等を区別したり、受給する低所得者世帯に対して差押禁止等及び非課税の対象となる金額を案内するなど、受給した給付金のうち差押禁止等及び非課税の範囲が明確となるよう分かりやすい方法により周知をお願いします。
 - ・各市町村の支給に当たっては、給付金が振り込まれた預貯金口座の表示において確認 が行えるよう、例えば、振込名義人を事業名称や給付金名称等にするなどの対応をお 願いします。

<関連資料>

別紙 令和6年1月30日官報(第1151号)抄